

平成三十一年二月

平成三十一年二月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第四十五号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	1頁
議案第四十六号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	3頁
議案第四十七号	文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	5頁
議案第四十八号	文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	7頁
議案第四十九号	文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例	9頁
議案第五十号	文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	11頁
議案第五十一号	文京区立公園条例の一部を改正する条例	19頁
議案第五十二号	文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例	23頁
議案第五十三号	お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について	25頁

議案第四十五号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成澤 廣修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、四五八人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一八四人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、八二三人

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第四十六号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説 明）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十七号

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例（平成二十七年三月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第四百十条の六十八第一項」を「第四百十条の六十六第一号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部改正に伴い、主任介護支援専門員に係る規定を

整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十八号

文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区精神障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
文京区精神障害者福祉手当条例（平成二十九年三月文京区条例第十号）の一部を次のように改正する。
第四条中「五千円」を「二万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区精神障害者福祉手当条例第四条の規定は、平成三十一年四月以後の月分の精神障害者福祉手当の支給について適用し、同年三月以前の月分の精神障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（説 明）

精神障害者福祉手当の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第四十九号

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例
文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例（平成九年九月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅の項を削る。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説 明）

本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第五十号

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和二十八年六月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。
 道路占用料金表

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物							占	用	物	件	単	位	占	用	料
			第一種電柱								一本につき	一年			九、五七〇円
			第二種電柱												一四、六〇〇円
			第三種電柱												一九、八〇〇円
			第一種電話柱												六、四四〇円
			第二種電話柱												一〇、四〇〇円
			第三種電話柱												一四、二〇〇円
			その他の柱類												八五〇円

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件		共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつき	八五円
		地下に設ける電線その他の線類		一年	五一円
地上に設ける変圧器		地下に設ける変圧器		一個につき	八、三七〇円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一年	五、一二〇円
広告塔		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき	一七、〇〇〇円
		広告塔		一年	六一、九〇〇円
その他のもの		表示面積一平方メートルにつき		一年	一六、二〇〇円
		占有面積一平方メートルにつき		一年	一九〇円
外径が〇・〇四メートル未満のもの		外径が〇・〇四メートル以上〇・〇七メートル未満のもの			三五〇円
		外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			五一〇円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			七六〇円
		外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの			

令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七條第一号に掲げる物件		法第三十二條第一項第六号に掲げる施設		地下に設ける通路		その他のもの	
		アーチ式工作物	看板（アーチ式であるものを除く。）	標識	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一年	一基につき 一年	占用面積一平方メートル又は一本につき 一年	占用面積一平方メートル又は一本につき 一日	一本につき 一年	表示面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一年	占用面積一平方メートルにつき 一日	占用面積一平方メートルにつき 一日
Aに○・○二四を乗じて得た額		一七、〇〇〇円	三〇九、七〇〇円	六一九、五〇〇円	六一、九〇〇円	六一、九〇〇円	六一、九〇〇円	六一〇円	一八、五〇〇円 一八、三〇〇円

<p>令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料</p>	<p>板囲、足場その他の工事用施設及び令第七条第五号に掲げる工事用材料</p>	<p>占有面積一平方メートルにつき 一年</p>	<p>二五、二〇〇円 七、六〇〇円 五八、六〇〇円</p>
<p>令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設</p>	<p>上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</p>	<p>占有面積一平方メートルにつき 一年</p>	<p>一六、二〇〇円</p>
<p>令第七条第八号に掲げる施設</p>	<p>地下に設けるもの</p>	<p>占有面積一平方メートルにつき 一年</p>	<p>Aに〇・〇一二を乗じて得た額 Aに〇・〇〇四を乗じて得た額 Aに〇・〇〇六を乗じて得た額 Aに〇・〇〇七を乗じて得た額 Aに〇・〇二四を乗じて得た額</p>
<p>令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場</p>	<p>建築物</p>	<p>占有面積一平方メートルにつき 一年</p>	<p>Aに〇・〇〇六を乗じて得た額 Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 Aに〇・〇一一を乗じて得た額 Aに〇・〇一二を乗じて得た額 Aに〇・〇〇六を乗じて得た額</p>
<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>
<p>階数が一のもの</p>	<p>階数が一のもの</p>	<p>階数が一のもの</p>	<p>階数が一のもの</p>
<p>階数が二のもの</p>	<p>階数が二のもの</p>	<p>階数が二のもの</p>	<p>階数が二のもの</p>
<p>階数が三のもの</p>	<p>階数が三のもの</p>	<p>階数が三のもの</p>	<p>階数が三のもの</p>
<p>階数が四以上のもの</p>	<p>階数が四以上のもの</p>	<p>階数が四以上のもの</p>	<p>階数が四以上のもの</p>

令第七条第十一号 に掲げる応急仮設 建築物	建築物				令第七条第十二号 に掲げる器具	令第七条第十三号 に掲げる施設	原動機付自転車、二輪自動車又は 自転車の車止め装置その他の駐車 用設備	その他もの	階数が一のもの	占用面積一平方メー トルにつき 一年	Aに○・○○六を乗じて得た額
	階数が二のもの	Aに○・○○八を乗じて得た額									
その他もの	階数が三のもの		占用面積一平方メー トルにつき 一年	Aに○・○○一を乗じて得た額							
	階数が四以上のもの	Aに○・○○二を乗じて得た額									
	階数が一のもの				Aに○・○○六を乗じて得た額						
	階数が二のもの					Aに○・○○八を乗じて得た額					
階数が三のもの	Aに○・○○一を乗じて得た額										
階数が四以上のもの		Aに○・○○二を乗じて得た額									

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- (経過措置)

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定に

より徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するほか、占用料の徴収項目を追加するため、本案を提出いたします。

議案第五十一号

文京区立公園条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立公園条例の一部を改正する条例

文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

地下部分	地上露出部分	一、六〇八円					
三五六円	七二二円	一、一九二円	四七六円	一、一九二円	一、一九二円	七二四円	

を

地下部分	地上露出部分	一、八九九円					
四二二円	八六五円	一、四〇七円	五六二円	一、四〇七円	一、四〇七円	八四四円	

に改める。

(施行期日)

付 則

別表第三中

三九円	一四、八五〇円	一、六八二円
-----	---------	--------

三九円	三、三〇〇円	一四、八五〇円	一、六八二円	九、五〇四円	八二三円	五五四円
-----	--------	---------	--------	--------	------	------

を

四六円	一七、二五〇円	一、九五五円
-----	---------	--------

四六円	三、三〇〇円	一七、二五〇円	一、九五五円	一一、〇四〇円	九八七円	六六四円
-----	--------	---------	--------	---------	------	------

に改める。

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区立公園条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第五十二号

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例

文京区立本郷給水所公苑条例（昭和五十二年四月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「、土石」を「又は土石」に改め、同項第十二号中「立入り禁止区域」を「立入り禁止区域」に改め、同項第十三号中「とめて」を「止めて」に改める。

第四条中「場合又は」を「場合」に改める。

第十二条の三第一項第一号中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。

別表中

一、一九二円
一、六八二円
一四、八五〇円
三九円

を

一、四〇七円
一、九五五円
一七、二五〇円
四六円

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十三号

お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について
右の議案を提出する。

平成三十一年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について
平成三十年三月五日付けで締結したお茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定の一部を左記のとおり変更する。

記

一 協定の目的 お茶の水橋補修補強工事

二 協定金額 金十九億九千九百九十九万五千円

(変更前の協定金額 金十三億三千七百七十五万円)

三 協定の相手方 東京都千代田区九段南一丁目二番一号

千代田区

代表者 千代田区長 石川雅己

(説明)

工事の内容の変更に伴い、協定の一部を変更するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六

条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

一 支出科目等	平成二十九年 一般会計 土木費 道路橋梁費
	平成三十年 一般会計 土木費 道路橋梁費
	平成三十一年 債務負担行為
	平成三十二年 債務負担行為
	平成三十三年 債務負担行為
	平成三十四年 債務負担行為
	平成三十五年 債務負担行為
	平成三十六年 債務負担行為